

## 日本基督教団エキュメニカル協力奨学金規定

日・北米宣教協力会(JNAC)と日本基督教団との宣教協約に基づき、宣教協力協議会(CoC)は留学生奨学金制度を設け、多くの日本人学生に北米の大学における留学の機会を与え、日北米教会間のエキュメニカルな人的交流を促進してきた。CoCは、この在北米関係教会から奨学金基金を受け、さらに日本国内においても献金を募り、エキュメニカルな宣教協力をさらに推進するために、日本におけるアジア諸教会からの留学生を支援する宣教協力協議会奨学金を設立した。2005年のJNACの解散と2007年のCoCの解散を受け、日本基督教団世界宣教委員会はこの奨学金基金とその趣旨を受け継ぎ、日本基督教団と諸外国関係教会とのエキュメニカルな宣教協力を促進するために、「日本基督教団エキュメニカル協力奨学金」を設け、ここにその規定を制定する。

### 第一条 目的

JNACの世界宣教協力の意志を受け継ぎ、広い意味でエキュメニカルな相互理解と宣教協力を資するために日本において研究・研修に従事するアジア地域等からの留学生を支援する。

### 第二条 資金

- 1) 「世界宣教の日」献金からの繰入金
- 2) 在北米関係教会からの献金および日本国内の献金によるCoC奨学金基金
- 3) その他

### 第三条 運用

第一条の目的に従い、奨学金を公正、適切に配分する。

2 本奨学金の運用、奨学生の選考等は、国際関係委員会が担当する。

### 第四条 申請資格

奨学金に申請しようとする者は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- 1) アジア地域等から日本へ留学しているキリスト者。
- 2) 既に日本に滞在して研究・研修に従事している者。
- 3) 日本において日本基督教団、在日大韓基督教会のいずれかの教会に出席している者。
- 4) 日本において、また母国において、エキュメニカルな宣教協力に貢献する志をもつ者。

### 第五条 期間

奨学金を交付する期間は、1年限りとする。

#### 第六条 金額および交付

奨学金の年額は、国際関係委員会の定める額とする。

2 奨学金は1年に2名を上限として支給する。

3 奨学金は、原則として奨学生決定から1ヶ月以内に一括交付する。

4 奨学金の送金は、研究・研修機関を通して行う。

#### 第七条 申請

奨学金を受けようとする者は、所定の書類を所属する研究・研修機関を通して、国際関係委員会に提出しなければならない。

#### 第八条 選考

国際関係委員会において選考の上、世界宣教委員会の承認を得て決定する。必要な選考基準は別に定める。

#### 第九条 募集要項

別に定める。

#### 付 則

一、規定の変更は、国際関係委員会において行い、世界宣教委員会の承認を得る。

二、本規定は、2008年1月29日より施行する。